

令和3年4月度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年4月26日(月) 午後1時30分～午後2時40分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 地下 第5会議室

3. 議 事

- 日程第1 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第2 報告第2号 合意解約通知の報告について
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7 議案第5号 認定通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員(12名)

1番 飯塚 信子	2番 岩崎 十三江	3番 木村 輝義
4番 小林 利信	5番 櫻井 正彦	6番 関口 裕
7番 高野 光和	8番 長澤 修一	9番 深澤 良朗
10番 藤生 定雄	11番 星野 邦夫	13番 根岸 始

5. 欠席した農業委員(1名)

12番 前原 卓

6. 出席した農地利用最適化推進委員(11名)

1番 赤石 憲治	3番 新井 將彦	4番 金子 昇
5番 小林 和弘	6番 斎藤 悦子	7番 鈴木 伸一
8番 高橋 隆	10番 田村 範行	11番 星野 憲三
12番 松島 政治	13番 森下 幾久雄	

7. 欠席した農地利用最適化推進委員(2名)

2番 阿左美 和雄 9番 武 裕士

8. 出席した事務局職員(4名)

事務局長 荒井 英夫	事務局長補佐 森田 憲一
主査 下田 幸子	主任 古郷 真吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和3年4月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は、「12番 前原 卓委員」、農地利用最適化推進委員「2番 阿左美和雄委員」「9番 武 裕士委員」の3名でございます。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は12名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は11名です。

それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和3年4月26日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和3年4月26日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「1番：飯塚 信子 委員」と「2番：岩崎 十三江 委員」の両名をお願いいたします。

議事

報告第1号

会 長 日程第1 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)

1番

会 長 番号1番につきましては、報告事項ですので報告のみといたします。

報告第2号

会 長 日程第 2 報告第 2 号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番
(議案書：借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)

1 番

会 長 番号 1 番については、報告事項ですので、報告のみといたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 3 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番
(議案書：譲受人、譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)
番号 1 番。申請理由、現在、農業経営を行っていますが、申請地を買い受け、経営規模を拡大したく申請するもの。以上 1 件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

1 番

会 長 番号 1 番の案件ですが、笠懸 5 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 申請人が農地取得後も水稻とハニーバンダム、ブロッコリー、玉葱を栽培することになっていきますので、周辺農地への影響もないと思います。

会 長 番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

4 番推進委員 せっかくの機会ですので、成年後見人と保佐人の説明をお願いします。

3 番委員 ○○さんは桐生市広沢町の司法書士の方です。○○さんは○○さんの長女です。○○さんは確か裁判所の方だったと思います。○○さんは○○さんの次女です。○○さんは司法書士の方です。法律的な事は答えられません。

5 番委員 要するに自ら動けない方の為に成年後見人や保佐人を付けているということでしょう。

会 長 それでは他に意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

会 長 日程第 4 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号3番
(議案書:申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。周辺の会社で駐車場が不足しているため、申請地を貸駐車場及び通路用地といたく申請するもの。
番号2番。現在、自動車販売会社に勤めていますが、独立開業を目指しており、申請地を駐車場といたく申請するもの。始末書添付。
番号3番。建設業を営んでいますが、利便性の良い申請地を資材置場として利用したく申請するもの。以上3件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

1番

会長 番号1番について、笠懸3区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、藤生です。地図の1番をご覧下さい。申請地は〇〇と〇〇から東へ約100メートルの位置にあります。申請地の右側は店舗になっています。その店舗の駐車場が申請地です。駐車場の西側は申請人の土地です。周囲が住宅になっています。特段問題はないかと思いますが、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会長 番号2番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会長 始末書の朗読が終わりましたので、番号2番について、大間々17区の担当委員よ

り説明をお願いします。

9 番委員 9 番、深澤です。始末書の朗読がありましたが、現地調査の際にこれは駄目かなと感じました。現状では容認できないかなと個人的には思います。慎重審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。追認案件であり、資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

10 番委員 上に泥を被せて、もう 1 度申請し直してもらったらどうかと思います。

会 長 番号 2 番につきまして、他にご意見等ございますか。

7 番委員 現状復旧出来ないものは仕方がないが、出来るものは現状復旧をお願いしてきた経過がある。今回もそれに習ってはどうか。

会 長 宅地の隣で奥側にかなり石ころが敷いてある。始末書のとおり雑草退治と将来の為にということなのでしょうが、かなり砂利が入っています。

会 長 他に意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について申請を許可するという方は挙手をお願いします。

会 長 許可するという方は 2 名です。

会 長 改めて申請し直してもらおうという方は挙手をお願いします。

会 長 挙手多数です。番号 2 番の申請は保留ということで、改めて申請してもらおうということによろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は保留といたします。

3 番

会 長 番号 3 番について、大間々 16 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 3 番をご覧ください。国道 122 号線の〇〇を渡ると T 字路にあたります。その T 字路を左に貴船方向に向かい、約 500 メートル進むと〇〇

が見えてきます。その〇〇の手前の 50 メートルくらいの道路の右側が申請地です。特段問題はないかと思いますが審議のほどよろしくお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

4 番推進委員 申請人の住所が〇〇という施設の住所ですが施設の管理人の申請なのでしょうか。

事務局 管理人ではなく申請人の住まいが〇〇という施設であると行政書士から伺っています。

4 番推進委員 申請人は特養ということで、かなり介護度が高い事が推測されます。ご自分では建設業は営むのは難しいと思い、ご質問しました。

会 長 おそらくご子息さんが実際には建設業を営んでいるということだと思いますが、名義はあくまで申請人であるため、名義人のお名前で申請が出されているのだと思います。以前は申請人さんも建設業を営んでいたということだとは思いますが。

会 長 番号 3 番につきまして、他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

事務局 5 ページをお願いします。

番号 4 番

(議案書: 申請人、土地の表示等の説明)

番号 4 番。現在、桐生市内で畜産業を営んでいますが、申請地近隣に所有している牛舎の解体工事に伴い、申請地を一時的に資材置場として利用したく申請するもの。一時転用期間は許可日から 3 年間。

4 番

会 長 番号 4 番について、大間々 17 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、深澤です。地図の 4 番をご覧ください。申請地は〇〇の中です。〇〇の前を
通って、7～8 キロメートル進みまして、現地を人に聞きながらやっと探し出せま
した。申請地は牧草が入ってしまして、申請地の道を挟んだ向かい側に牛舎があ
ります。そこを解体して出た殻を一時的に資材置場として一時転用したいという
申請です。広い場所なので他人に迷惑をかけるようなことはないかと思われま
す。慎重審議をよろしく願います。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いし
ます。

事 務 局 農地の区分は、農用地区域内にある農地です。

会 長 番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番につ
いて可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長 日程第 5 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につ
いて」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号 1 番。こちらにつきましては、議案第 4 号 番号 7 番との農地法第 5 条同時
申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりましてよろしく
願います。

議案第 4 号

会 長 日程第 6 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いた
します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号 1 番から番号 4 番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号 1 番。現在、沼田市に住んでいますが、妻の父親から通勤に便利な申請地を
借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区 10 工区
に属しています。
番号 2 番。現在、現住所に居住していますが、申請地を借り受け、敷地拡張した
く申請するもの。始末書添付。宅地と一体利用。大間々用水土地改良区 10 工区に
属しています。
番号 3 番。市内で不動産業及び建設業を営んでいますが、交通の便が良い申請地
を買い受け、貸事務所を建築したく申請するもの。宅地と一体利用。

番号 4 番。現在、市内のアパートに居住していますが、妻の実家に隣接した申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

以上 4 件の審議、よろしくお願ひいたします。

1 番

会 長

番号 1 番の案件ですが、笠懸 3 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員

10 番、藤生です。地図の 5 番をお願いいたします。申請地は〇〇の東にある道を 400 メートルほど南に行ったところにあります。〇〇という居酒屋が道の反対側にあります。申請地をみたところ家庭菜園などがしてありまして、一部に草が生えたくらいのところですが、何ら問題はないかと思ひますが慎重審議をよろしくお願ひいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

2 番

会 長

番号 2 番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局

(始末書の朗読)

会 長

始末書の朗読が終わりましたので、番号 2 番について、笠懸 3 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員

10 番、藤生です。地図の 6 番をご覧ください。申請地は〇〇の前の道を南に 100 メートルほど進んだところ、地図 1 の通路の北側になります。フェンスが入っている程度なのでそれほど問題はないかと思ひますが、慎重審議をよろしくお願ひい

たします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。境界がずれていたため是正するものであり、やむを得ないと認められます。追認案件であり、資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長 番号3番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、木村です。地図の7番をご覧ください。〇〇線を南下し〇〇の信号を左折します。100メートルほど進むと〇〇の信号があります。その信号を左折します。200メートルほど進むと左手に建設中の〇〇があります。その〇〇の手前の道を左折し100メートルほど進んだところの右手側が申請地です。申請地の周りは住宅地であり、多少草が生えておりますが、何ら問題はないと思います。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は岩宿駅から約300メートルのところに位置しており、農地区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

4番

会 長 番号 4 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、高野です。地図の 8 番をご覧ください。〇〇線を南下し久宮に入ります。〇〇のある〇〇の信号を右折します。しばらく進み左折して南下します。200m ほど進むと、地図には示されていませんが、倉庫扱いの文化ホールの様な建物があります。その前の道を左に入り一番奥のところ申請地です。住宅の一番奥まったところ。特段問題はないかと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

事務局 8 ページをお願いします。
番号 5 番から番号 8 番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号 5 番。みどり鹿田山配水池の施設・設備の整備業務をしていますが、耐震化工事に伴い、資材置場等が必要なため、申請地を借り受け、資材置場、駐車場及び仮設事務所として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和 3 年 5 月 10 日から令和 5 年 3 月 31 日。
番号 6 番。伊勢崎市で不動産業を営んでいますが、閑静で住宅地として最適な申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 9 工区に属しています。

番号7番。こちらにつきましては、議案第3号 番号1番との農地法第5条計画変更同時申請案件となっていますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、6ページにお戻り下さい。

番号1番。平成30年6月に許可を受け、一般住宅を建築しようとしたのですが、健康面の不安により計画を実行できずにいたところ、娘夫婦から一般住宅を建築したいとの要望があり、計画を変更するもの。平成30年6月25日に5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。すみませんが、8ページをお願いします。

番号7番。現在、アパートで生活していますが、通勤に便利な申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。

番号8番。申請地南側に店舗を建設していますが、オープンから数年は混雑が予想されるため、申請地を借り受け、臨時の店舗用駐車場として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和3年4月26日から令和6年4月25日。

以上4件の審議、よろしくお願い致します。

5番

会 長

番号5番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、岩崎です。9ページをお願いいたします。〇〇にある配水池の工事に伴う申請です。今は雑草が生えております。大間々用水が菜の花畑として借りていると思っておりましたが違ったようです。何ら問題はないかと思っておりますがご審議のほどお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、農用地区域内にある農地です。

会 長

番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

4番推進委員

譲渡人が2名いますが、持ち分2分の1ずつ持っているということですか。他の番号をみると、譲渡人が複数いる場合、持ち分が記載されているところとされていないところがあります。

会 長

5番につきましては、地図9番を見れば分かると思いますが、複数の申請地があるため、持ち主も複数いるということです。地続きの別の土地を別の方が所有しており、それを一体利用するという事です。持ち分の記載があるところについては、1つの筆を何人かで持っているということです。1つの土地に対して複数の所有者がいるということです。

会 長

番号5番につきまして、他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

6 番

会 長 番号 6 番について、笠懸 8 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、岩崎です。申請地は〇〇を北に 300mほど進んだところ。周囲も新しい住宅が増えており、農業をやるよりは宅地として利用すると利用価値がある場所かと思えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は笠懸庁舎から約 300mのところ。に位置しており、農地区分は第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

7 番

会 長 番号 7 番については、議案第 3 号 番号 1 番との農地法第 5 条計画変更同時申請案件でありますので、併せての協議をお願いします。笠懸 8 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、岩崎です。地図の 11 番をご覧ください。〇〇の申請地の南側の道の十字路を左折します。1 つめの十字路の北側が申請地です。新しい家が造成中です。地図 10 番と同じような条件です。ので何ら問題はないと思えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替と

なる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に
現実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認
められます。

会 長 議案第 3 号 番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 3 号 番号 1 番について採決をいたします。議
案第 3 号 番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 3 号 番号 1 番の申請は可決いたします。

会 長 次に番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番につい
て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

8 番

会 長 番号 8 番については、笠懸 9 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、長澤です。地図の 12 番をご覧ください。〇〇の信号を前橋方面に 70～80 メ
ートル進みまして、ローソンの先の十字路を右折します。また 70～80 メートルほ
ど進んだ左側が申請地となります。申請地は 3 区画に別れておりますが、両側は
雑草が生い茂っており、何も耕作していません。真ん中は綺麗に整地されていま
した。慎重審議よろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いし
ます。

事 務 局 農地の区分は、農用地区域内にある農地です。

会 長 番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番につい

で可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 8 番の申請は可決いたします。

事務局 9 ページをお願いします。番号 9 番から番号 11 番について説明します。

番号 9 番から番号 11 番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号 9 番。申請地の隣地を資材置場として利用するのに伴い、前面道路が狭いため、申請地を買い受け、道路として利用したく申請するもの。

番号 10 番。現在、申請地近隣でリサイクル業を営んでいますが、従業員の駐車場が不足しているため申請地を買い受け、駐車場として利用したく申請するもの。

番号 11 番。現在、申請地北側に居住していますが、申請地を買い受け、道路用地としたく申請するもの。

以上、3 件の審議、よろしくお願ひいたします。

9 番

会 長 番号 9 番については、笠懸 10 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、岩崎です。地図の 13 番をご覧ください。〇〇から北に 200 メートルほど進んだ土地が申請地です。説明にありましたとおり、大型の機械が入るには、もう少し道が広くないと難しいと思います。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、宅地と農地が混在している地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。通路を広げる計画であり代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 9 番の申請は可決いたします。

10 番

- 会 長 番号 10 番については、大間々11 区の担当委員より説明をお願いします。
- 9 番委員 9 番、深澤です。地図の 14 番をご覧ください。申請地は〇〇から 110m ほど南下したところの左側にあります。周囲は畑で囲まれており、被害防除もございません。問題ないかと思えます。慎重審議お願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事 務 局 農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が 10 ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第 2 種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号 10 番について採決をいたします。番号 10 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号 10 番の申請は可決いたします。
- 11 番
- 会 長 番号 11 番については、大間々17 区の担当委員より説明をお願いします。
- 9 番委員 9 番、深澤です。地図の 15 番をご覧ください。〇〇を渡って突き当りを左折します。3 キロメートルほど進みます。〇〇を左に入って 50～60 メートル進んだ右側が申請地です。現在通路があつて奥に譲受人が居住しています。通路が少し狭いなど感じました。確かに譲渡人の畑を買って通路を広くする必要があるなど感じました。購入する畑は 2 メートルほど低いのでコンクリート擁壁を作るという申請です。これなら問題ないかと思えますので、慎重審議お願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事 務 局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等に囲まれた農地であり、第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 11 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

会 長 日程第 7 議案第 5 号「認定通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番及び番号 2 番
(議案書:被設定人、設定人、土地の表示の説明)
番号 1 番。申請地周辺への携帯電話通信サービス拡充を図るため、携帯電話基地局を新設したく申請するもの。
番号 2 番。申請地周辺の携帯電話通信サービスの拡充を図るため、携帯電話基地局を新設したく申請するもの。
以上 2 件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

1 番

会 長 番号 1 番の案件ですが、大間々 14 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、小林です。地図の 16 番をご覧ください。〇〇を渡ると信号があります。信号から 100 メートルほど進んだところを右に曲がって、初めての別れ道を左に入った角が申請地です。その道を真っすぐ向かうと〇〇に出る道に当たります。申請地の畑ですが、草は綺麗に刈ってあります。何ら問題はないと思いますが、よろしく願いいたします。

会 長 番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

2 番

会 長 番号 2 番の案件ですが、大間々 16 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 17 番をご覧ください。〇〇を渡り貴船方向に向かいます。50 メートルほど進むと T 字路になります。T 字路を 700～800 メートル道なり

に北上すると小高い坂があります。その坂を登り切った角に変則十字路があります。その十字路の右手に申請地があります。コンクリート柱1本ということで何ら問題はないかと思いますが、慎重審議のほどお願いいたします。

会 長 番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。
次の説明をお願いします。

議案第6号

会 長 日程第8 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は再設定が7件ございます。
(議案書：利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者設定する利用権の説明)
再設定7件。地積合計は10,394㎡となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号7番について採決をいたします。番号1番から番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和3年4月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和3年4月26日 午後2時40分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長 印

1 番委員 印

2 番委員 印